

菊川薬局 施設基準等

薬剤服用歴管理指導料

患者さん毎に作成した薬剤服用歴の記録に基づいて、薬剤師が薬物アレルギーや副作用等を確認するとともに、他の病院・医院から処方された薬剤について重複投与や相互作用等をチェックし、薬剤の服用方法及び保管取り扱い上の注意等に関し必要な指導を行います。

医療情報取得加算

より質の高い医療を提供するため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。

医療DX推進体制整備加算

より質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の利用、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。

また、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取り組みを実施しています。

明細書発行について

新興感染症等の発生時には、自宅療養者等に対して薬剤配送・服薬指導、健康観察を実施するための医療提供体制確保に努めています。

明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報公開を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無償で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

選定療養

患者様がジェネリック医薬品のあるお薬（長期収載品）で先発医薬品を希望される場合、医療上の必要がある場合を除き、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当額に消費税をくわえた特別の料金をお支払いいただきます。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

かかりつけ薬剤師として一定以上の研修・経験を積んだ専任の薬剤師が対応することが出来ます。

地域支援体制加算

厚生労働大臣が定める基準による調剤を行います。

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし、届出しております。

調剤基本料 1

医療情報取得加算

医療DX推進体制整備加算

連携強化加算

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

地域支援体制加算 2

後発医薬品調剤体制加算 3

在宅患者訪問薬剤管理指導料

保険外サービス

水剤容器	
30ml	30円
60ml	30円
100ml	40円
200ml	60円
500ml	100円

軟膏容器	
10g	20円
20g	30円
30g	40円
50g	60円
100g	90円

点鼻容器	
15ml	30円

患者様宅への薬の持参料をいただく場合があります。

在宅患者訪問薬剤管理指導

医師の指示に基づき、在宅で療養されている患者さん宅へ訪問して必要な服薬指導を行います。